

公 告

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 11 第 1 項に違反して港湾区域内に放置している船舶等（以下、対象物という）の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第 56 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 21 日

玉野市長 柴田 義朗

- 1 次の表に掲げる対象物の所有者又は賃貸借その他により当該対象物を使用する権利を取得した者は、令和 8 年 5 月 31 日までに当該対象物を港湾区域内から撤去すること。

図面番号	対象物	番号等	所在地
1	①	不明	玉野市後閑地内（後閑港）

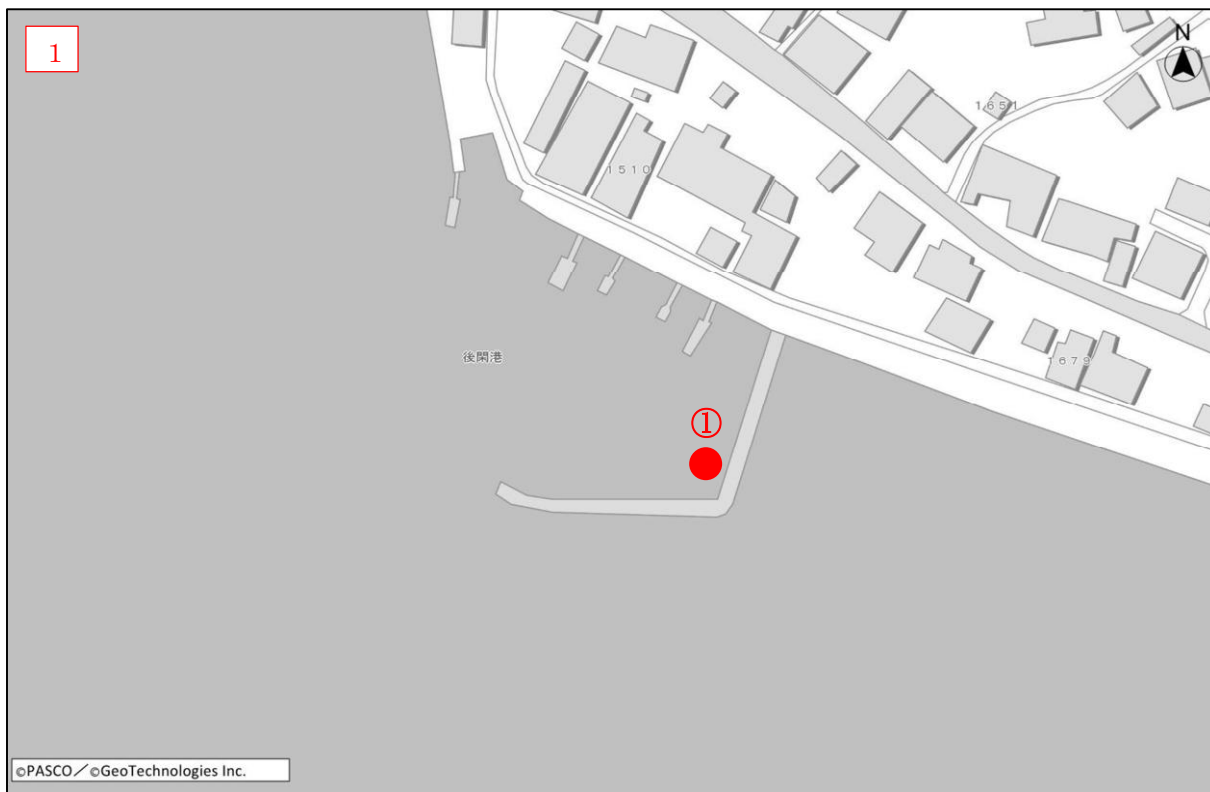
- 2 1 の対象物が期限内に撤去されない場合、港湾管理者である玉野市がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、港湾法第 56 条の 4 第 8 項の規定により、撤去をしなかった者の負担とする。

- 3 対象物の所在地を表示する図面及び対象物の位置を表示する図面  
所在地を表示する図面及び対象物の位置を表示する図面については、玉野市建設部土木課において公告の日から令和 8 年 5 月 31 日までの間一般の縦覧に供する。

<対象物の所在地を表示する図面（玉野市後閑地内 後閑港内）>



<対象物の位置を表示する図面（玉野市後閑地内 後閑港内）>



< 対象物（玉野市後閑地内 後閑港内） >

・ 図面番号 **1** - ①

